

<報道発表資料>

令和4年5月30日

交通死亡事故多発警報の発令について

県では、県内において交通死亡事故が多発した場合に、集中的な交通事故抑止対策に取り組むこととしております。

令和4年5月25日に1件の交通死亡事故が発生したことにより、令和4年5月1日から令和4年5月25日までの間の交通事故死者数が10人となり交通死亡事故が多発傾向にあることから、県民生活部長による「交通死亡事故多発警報」を発令し、県警察、市町村及び関係機関団体と連携し、集中的な交通事故抑止対策を実施します。

本年の県内における交通事故死者数は5月25日現在47人で、その約6割以上の31人が65歳以上の高齢者で、そのうち歩行中の死者は20人と多発しています。

ドライバーは高齢者への思いやりのある運転を、歩行者は横断時の安全確認を改めてお願いします。

●交通死亡事故多発警報概要

1 発令日

令和4年5月30日（月）

2 発令期間

令和4年5月30日（月）から令和4年6月12日（日）までの間

3 発令理由

県内において、1か月間の交通事故による死者数が、10人となり、交通死亡事故が多発傾向にあるため

4 取組内容

県民に対して交通事故に対する注意喚起をするとともに、県、市町村、県警察及びその他関係機関・団体と相互に協力し、交通事故抑止対策を集中的に取り組めます。

5 その他

本年3回目の発令